

## 社会科学研究所附属研究センター運営内規

制定 平成21年3月19日  
一部改正 平成24年1月12日

### (呼称使用)

第1条 社会科学研究所規程（以下「規程」という。）第10条に基づき、社会科学研究所附属研究センター（以下「センター」という。）の呼称を使用することができる。

### (目的)

第2条 センターは、規程第3条に基づき、本学の研究活動および教育研究活動に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 センターは、規程第4条の事業を実施するとともに、研究成果を随時公表し、教育研究に活用する。

### (呼称認可)

第4条 センターの呼称認可は、本学専任教員である研究代表者からの申請に基づき、社会科学研究所委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

2 センターは、本学専任教員3名以上を含む共同研究として組織する。

### (呼称期間)

第5条 センターの呼称期間は、原則として5年以内とする。ただし、委員会によって重要と認められた場合はその限りではない。

### (附属研究センター長)

第6条 センターに、附属研究センター長1名（以下「センター長」という。）を置く。任期は当該センターの呼称期間とする。

2 センター長は、研究代表者をもって充てる。

3 センター長は、当該センターを主宰し、その研究を推進する。

### (構成員)

第7条 センターの構成員は、規程第13条に定める研究員、および研究補助員とする。

2 大学院学生は、研究補助員として参加することができる。

### (施設)

第8条 センターは、センター長の研究室または関係箇所に時限的にこれを設け、固有の施設は持たないことを原則とする。ただし、既に研究施設がある場合はこの限りではない。

### (経費)

第9条 センターに係る経費は、第7条の構成員が獲得した外部資金等をもってこれに充てる。また、必要に応じて参加研究員が自身の研究活動のために個人研究費を充てることを認める。

2 外部資金の獲得のため科学研究費等へ積極的に応募することとする。

### (研究成果)

第10条 原則としてセンターは、研究成果を論文で2年に1度、社会科学研究所の年報に発表する。

2 センター長は、毎年度研究活動報告書を社会科学研究所長宛に提出し、研究計画を変更する場合は、ただちに変更届を提出し、委員会の承認を得なければならない。

### (その他)

第11条 博士研究員の給与等は、外部資金導入時のみ「博士研究員任用規程」に基づき支給することができる。

付 則

1 この内規は、平成21年3月19日から施行する。

付 則（平成24年1月12日 第1条～第10条改正，旧第12条繰上，旧第11条削除）

1 この内規は、平成24年3月1日から施行する。